

事業継続力強化支援計画

別表 1 ～ 4

岐阜商工会議所

2025 年 2 月 6 日

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の災害リスクを分析するうえで、最初に本市の地理的・地形的特性について少し触れる。本市は、東京から約 270 km、大阪から約 140 km、名古屋から約 30 km の距離にあり、我が国中央の岐阜県西部、木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）により作られた濃尾平野の北端に位置している。

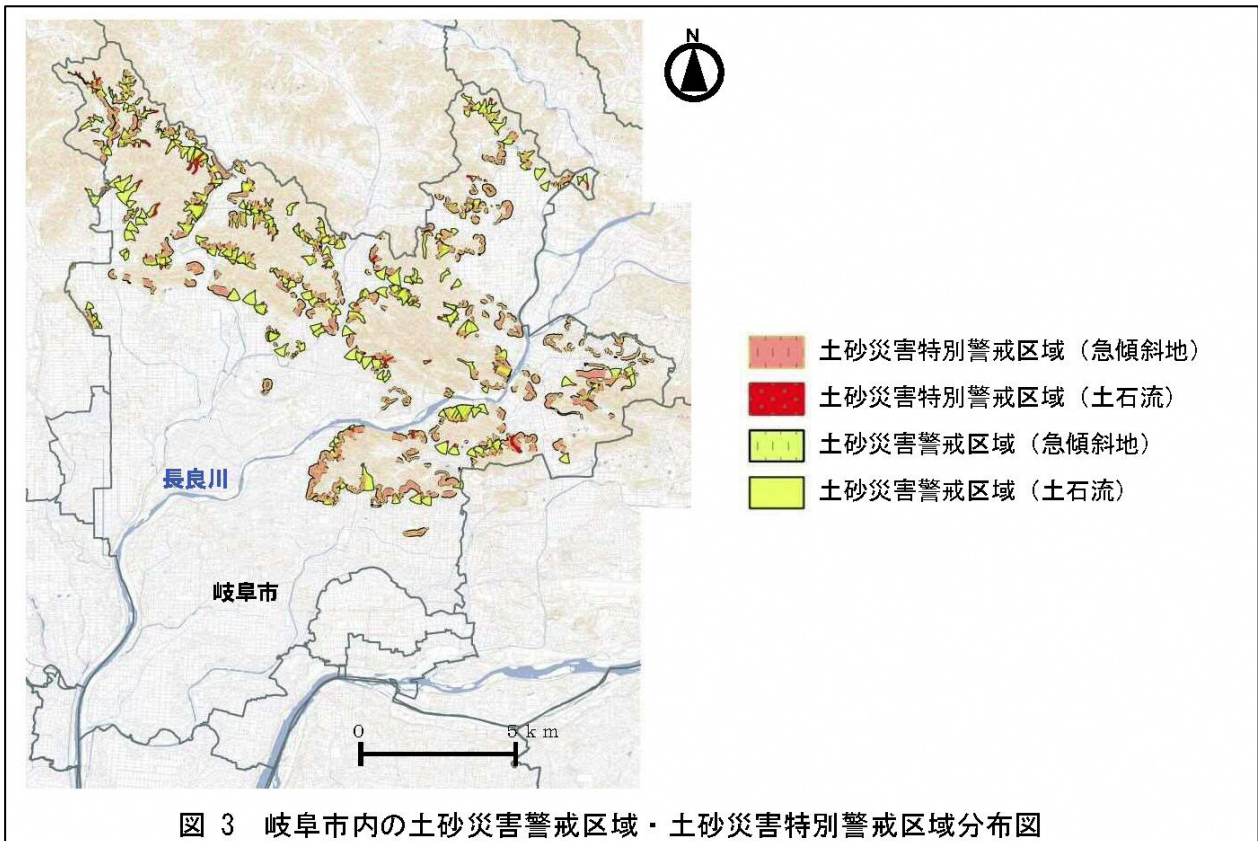
市の東部および北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は 1,000 分の 1 の傾斜をなし、これら支派川等の流水は、平常時においては長良川に自然流下する。

【岐阜市の河川】



(出典：岐阜市国土強靱化地域計画)

【岐阜市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域分布図】



(出典：岐阜市国土強靱化地域計画)

また、気候的特性として、本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が多く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が強く、著しく高温多湿である。

区 分	値
平均気温	16.2℃
平均湿度	66%
降水量	1860.7 mm
平均風速	2.6m/s

(出典：岐阜市防災会議 岐阜市地域防災計画（一般対策計画）)

加えて、岐阜市国土強靱化地域計画の中で想定されるリスクとして、発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震、本市において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象としている。

特に本市に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下の通りである。

- (地震) ①南海トラフ巨大地震
- ②養老-桑名-四日市断層帯地震
- 【被災履歴】明治24年 濃尾地震
- ③揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震
- (風水害) ④長良川等における大規模出水
- 【被災履歴】昭和51年 9.12 豪雨、平成16年 台風23号

【南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果・長良川洪水浸水想定区域図】

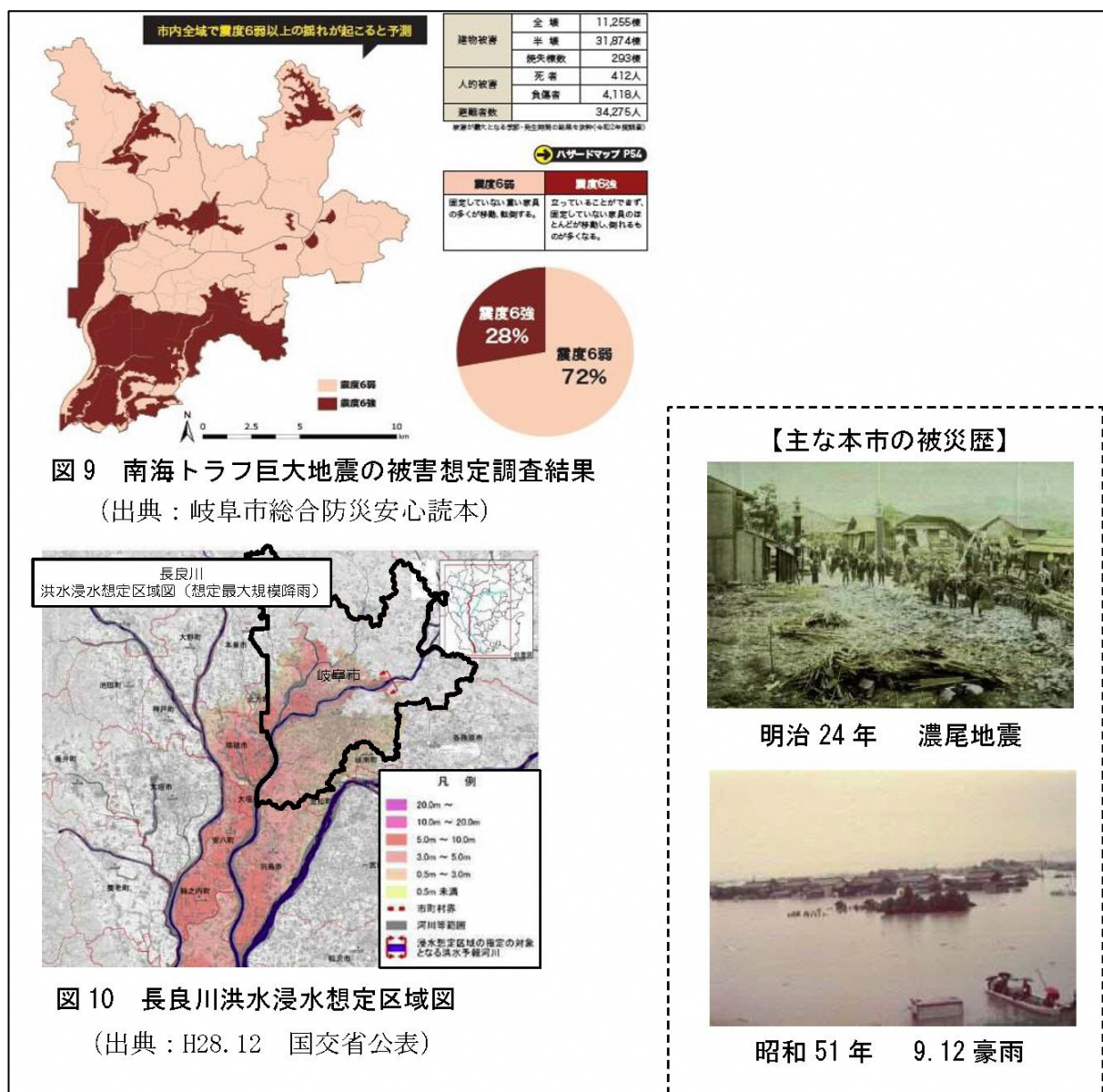


図 9 南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果
(出典：岐阜市総合防災安心読本)

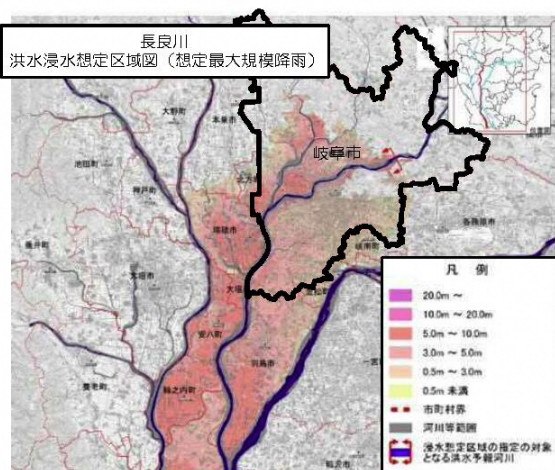


図 10 長良川洪水浸水想定区域図
(出典：H28.12 国交省公表)

(出典：岐阜市国土強靱化地域計画)

(1) 地域の災害リスク

・洪水：ハザードマップ（岐阜市洪水ハザードマップ参照）

当市のハザードマップ（中心部版）によると、当所が立地する市街地地域において、0.5m～3mの浸水が予想されているほか、中心市街地の商業地区のほぼ100%の範囲でも、0.5m～3mの浸水が予想されている。とりわけ、前述の長良川流域は、長良川温泉ホテル・旅館あるいは川原町境界、鵜飼観覧乗船場など観光資源が豊富なエリアであり、当該地域では5m以上の浸水が予想されている。

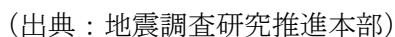
さらに、長良川より河川の規模は小さいが、特に境川などについては、流域が狭い分急激な水位上昇が発生しやすく、氾濫による洪水のおそれがある。

・土砂災害：ハザードマップ（岐阜市土砂災害ハザードマップ参照）

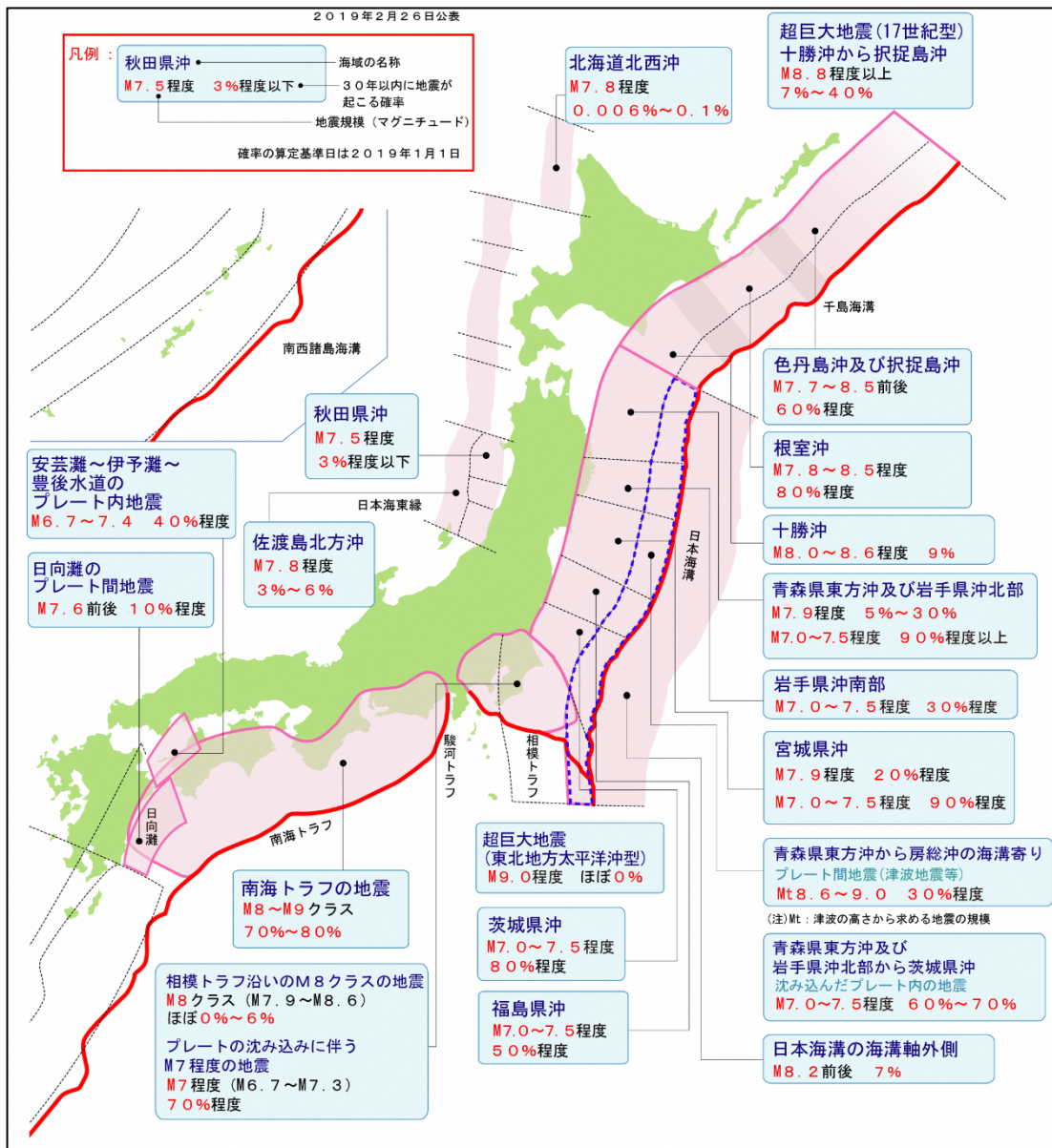
当市のハザードマップによると、中心部の金華山、北部の百々が峰・大蔵山・眉山・如来ヶ岳・源太峰、東部の三峰山・権現山・北山、西部の御望山・大平山の麓一帯は、崖崩れや土石流による土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に指定されたエリアとなっている。

特に、中心部に位置する金華山の山頂には岐阜城がそびえ、その周辺は城下町として栄えてきた。現在も、岐阜の観光スポットとして、金華山・岐阜城・長良川温泉・鶯飼等でにぎわいをみせているエリアでもある。

J-SHIS 地震ハザードステーションによると、海溝型である南海トラフの地震は、M8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に 70%～80%の確率で発生するとされている。



【主な海溝型地震の評価結果（地震発生確率）】



(出典：地震調査研究推進本部)

また、岐阜県では、明治 24 年の濃尾大震災の経験から、内陸直下型地震の断層近傍で甚大な被害が予想されており、岐阜市に最も近い断層帯として、養老－桑名－四日市断層帯が挙げられる。

この養老－桑名－四日市断層帯地震は、地震調査研究推進本部による長期評価では国内の主な活断層における相対的な評価としてはやや高いと評価されるが、今後 30 年以内の地震発生率はほぼ 0%～0.8%であり切迫性は小さい地震であるとされている。

【主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 6 年（2024 年 1 月 1 日）】

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価(注3)		地震発生確率(注1)			地震後 経過率 (注2)	平均活動間隔
		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
養老－桑名－四日市断層帯	8程度	Aランク		ほぼ0%～0.8%	ほぼ0%～1%	ほぼ0%～3%	0.2-0.6	1,400-1,900年 13世紀以後-16世紀以前

(出典：地震調査研究推進本部)

(岐阜市における震度予測)

「岐阜市災害被害想定調査」および岐阜県の「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」では、次のように記載がされている。

【南海トラフの巨大地震】

市内における震度の予測結果は、震度 5 強～6 強と予測される。ただし、地震予測の結果は、各地点の平均的な揺れを予測したものであり、この結果には、計測震度で±0.2 程度の振れ幅があることが知られている。

また、海溝型である南海トラフの巨大地震は、強震継続時間が非常に長いため、建物倒壊などの被害予測には、この影響を考慮する必要がある。

【養老-桑名-四日市断層帯地震】

市内における震度の予測結果は、震度 6 弱～6 強と予測される。震源に近い南西部に震度 6 強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、継続時間は比較的短い、海溝型よりも強い揺れが予測される地点がある。

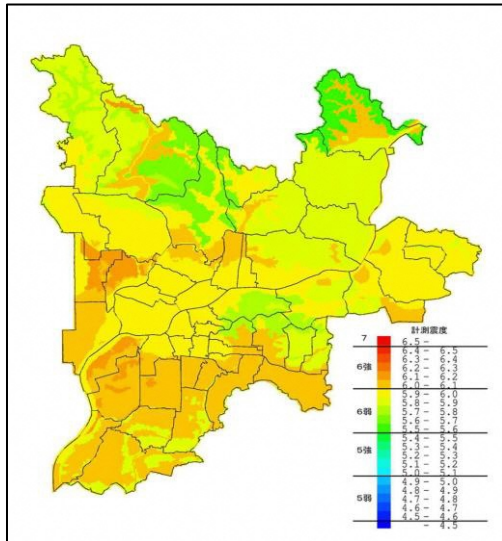
【揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震】

・市内における震度の予測結果は、震度 6 強～7 と予測される。

市南部では一部震度 6 弱であるが、ほとんどの地域で震度 6 強が分布しており、震源に近い北東部で震度 7 が予測される地域が分布する。

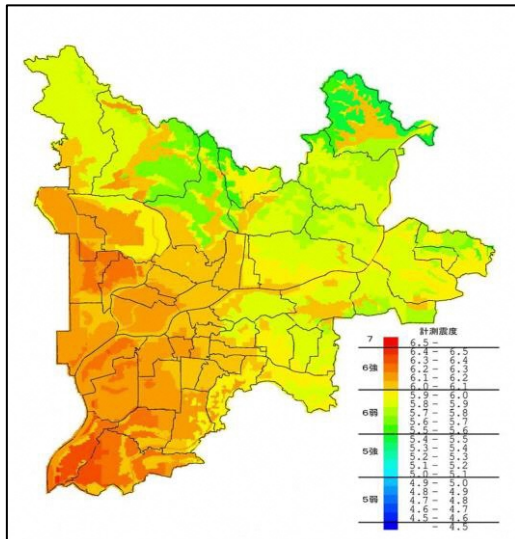
内陸直下型であるため、継続時間は比較的短い、海溝型よりも強い揺れが予測される地点がある。市内の人口比率にして最大震度 7 が 1%、震度 6 強が 90%、震度 6 弱が 9%影響を受けると予想される。

【南海トラフの巨大地震における地震動予測図（計測震度）】



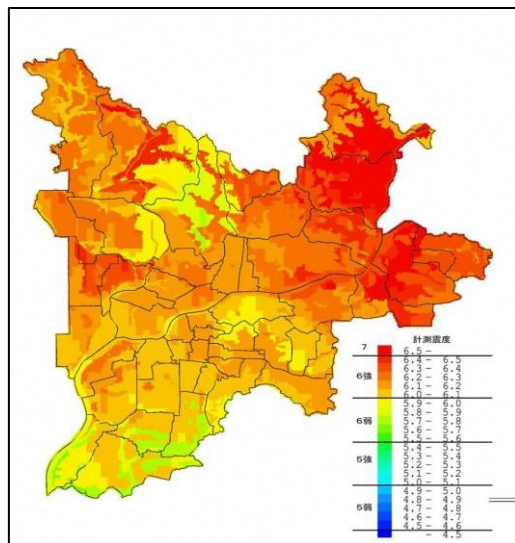
(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【養老-桑名-四日市断層帯地震における地震動予測図（計測震度）】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震における地震動予測図（計測震度）】



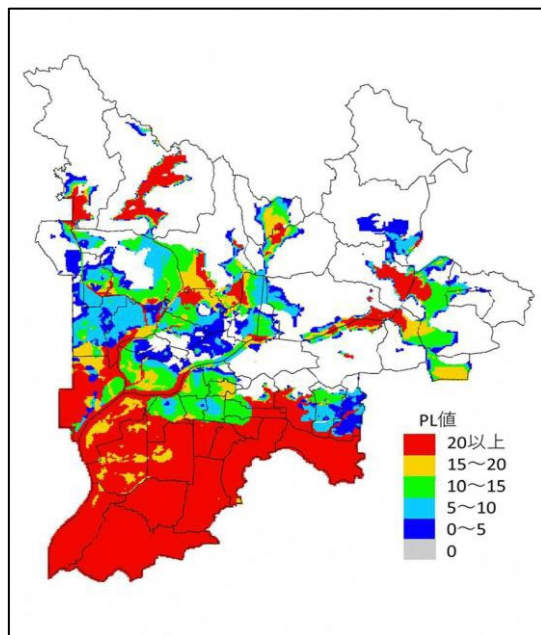
(出典：岐阜市災害被害想定調査)

更には、南海トラフの巨大地震における液状化危険度については、地震動の強い揺れに加えて、継続時間の影響により南部のほぼ全域が液状化の可能性が高いと予測されている。

養老-桑名-四日市断層帯における液状化危険度については、南海トラフの巨大地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。震源に近い南西部から南部にかけて比較的 PL 値の高い地域が分布している。

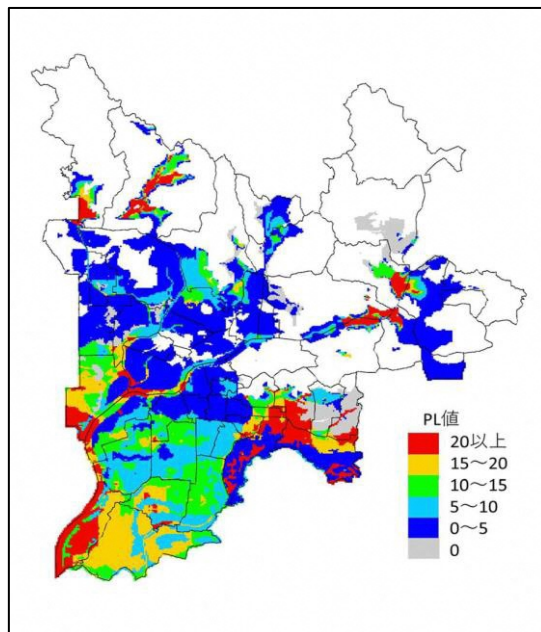
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震における液状化危険度については、南海トラフの巨大地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。震源に近い市北東部では地下水位が低い、または液状化の可能性がない岩が分布していることから、養老-桑名-四日市断層帯地震に対して、PL 値の高い地域は比較的少ない。

【南海トラフの巨大地震における液状化危険度予測図】



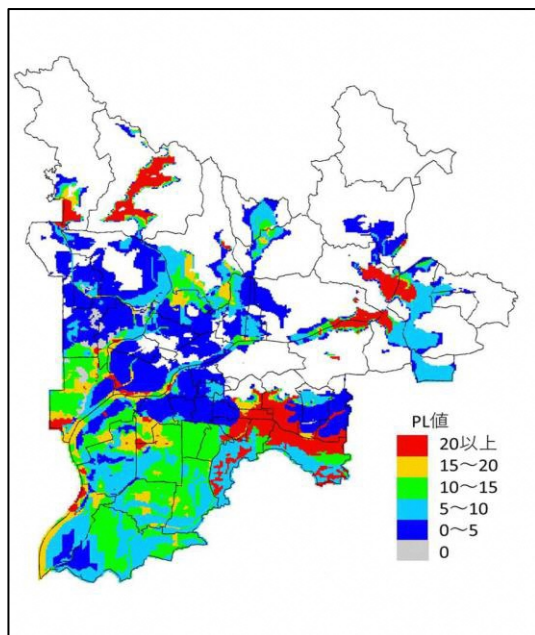
(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【養老-桑名-四日市断層帯地震における液状化危険度予測図】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震における液状化危険度予測図】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

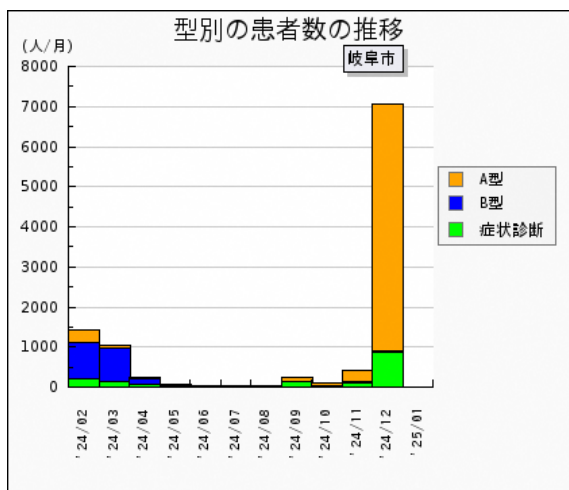
・その他

市内の長良川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和 51 年 9.12 豪雨、平成 16 年台風 23 号や、近年では平成 30 年 7 月豪雨において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。特に、昭和 51 年 9 月の台風 17 号による豪雨により死者 5 名、負傷者 7 名、床上浸水 11,363 世帯、床下浸水 30,079 世帯という被害に見舞われた。

・感染症

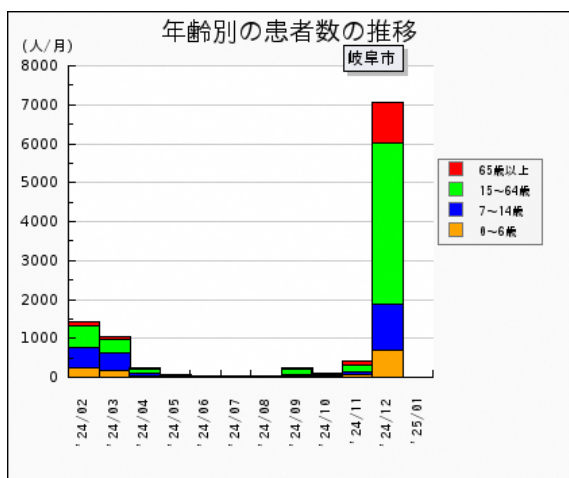
新型インフルエンザや新感染症等は 10 年から 40 年の周期で出現して世界的に大きな流行を繰り返し、罹患したときには重症化するおそれがある。発生時には国家の危機管理として対応することになっており、岐阜市でも多くの市民の生命および健康に重大な影響を与えるため、市民生活や経済に与える影響を最小にするための対策を行っている。

【岐阜市内における 1 年間の型別のインフルエンザの患者数の推移】



(出典：岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」)

【岐阜市内における 1 年間の年齢別のインフルエンザの患者数の推移】



(出典：岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 19,852人
- ・小規模事業者数 13,036人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	農林漁業	64	55	郊外に広く分布している
	鉱業、採石業、砂利採取業	5	4	市北部に立地している
	建設業	1,619	1,494	市全域に広く分布しており市中心部から南部にかけて多く集積している
	製造業	1,419	1,242	市全域に広く分布しており市中心部から南部にかけて多く集積している
	電気・ガス・熱供給・水道業	19	13	市中心部に立地している
	情報通信業	176	145	市中心部に集積している
	運輸業、郵便業	242	148	市全般に分布しており市南部により多く集積している
	卸売業、小売業	4,909	2,670	市全域に分布しており特に中心部に集積している
	金融業、保険業	443	339	市中心部に集積している
	不動産業、物品賃貸業	1,699	1,469	市全域に分布しており特に中心部に多く集積している
	学術研究、専門・技術サービス業	1,081	721	市中心部に集積している
	宿泊業、飲食サービス業	2,376	1,475	市全域に広く分布しており特に市中心部から南部にかけて集積している
	生活関連サービス業、娯楽業	1,725	1,324	市全域に広く分布しており特に市中心部から南部にかけて集積している
	教育・学習支援業	669	385	市中心部を中心に分布している
	医療、福祉	1,820	632	市全域に広く分布しており特に市中心部から南部にかけて集積している
	複合サービス業	97	16	市中心部を中心に分布している
	サービス業(他に分類されないもの)	1,489	904	市全域に広く分布しており特に市中心部に集積している
合 計		19,852	13,036	

(出典：令和3年経済センサス活動調査)

※製造業その他は20人未満、サービス業は5人未満の事業所を小規模事業者として集計

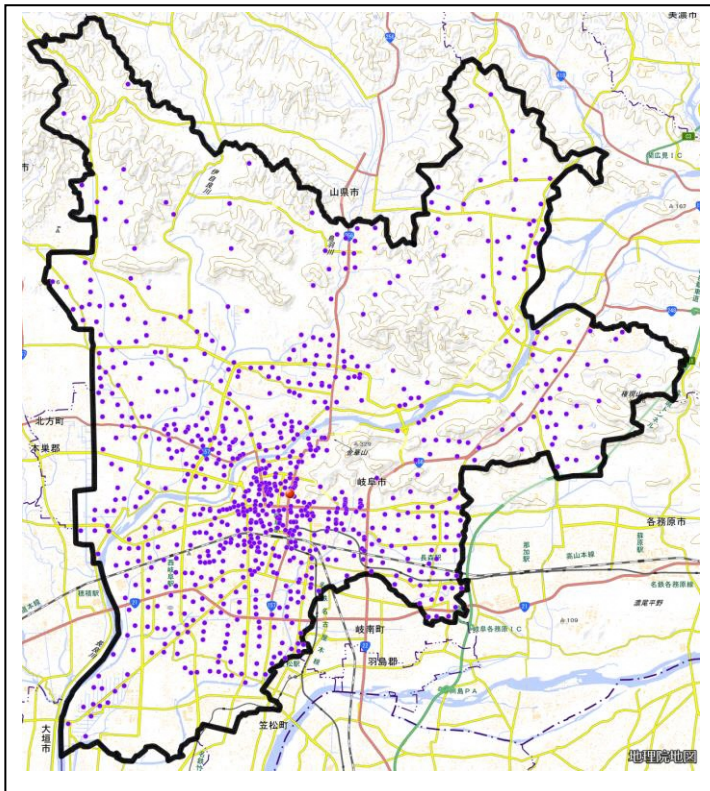
【事業所の立地状況に関する産業集積分布図】

岐阜市は、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業といった第3次産業の割合が高く、市中心部に数多くの事業所が立地しており、他の業種については一部を除き、市中心部から南部にかけて集積していることが以下の産業分布図から読み取れる。

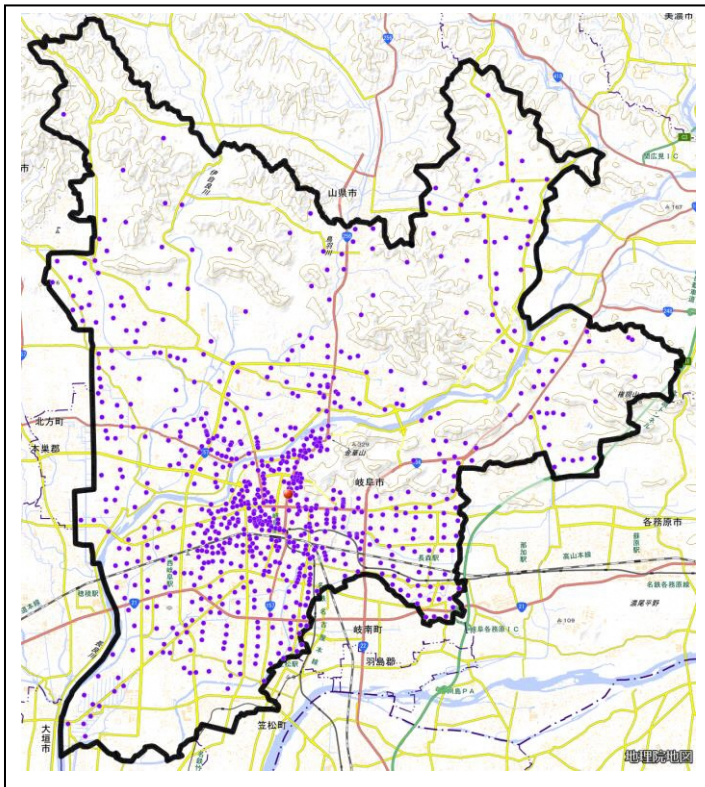
※17業種すべての資料を揃えているが、ここでは小規模事業者数が千を超える6業種の産業分布図を表記する。

※出典：国土地理院「地理院地図」をもとに株式会社十六総合研究所作成

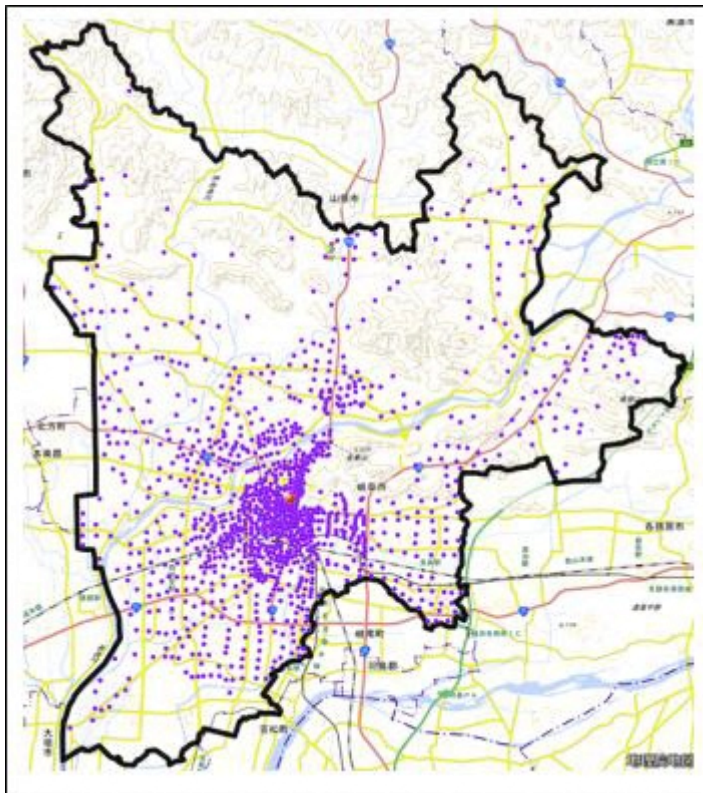
<建設業>



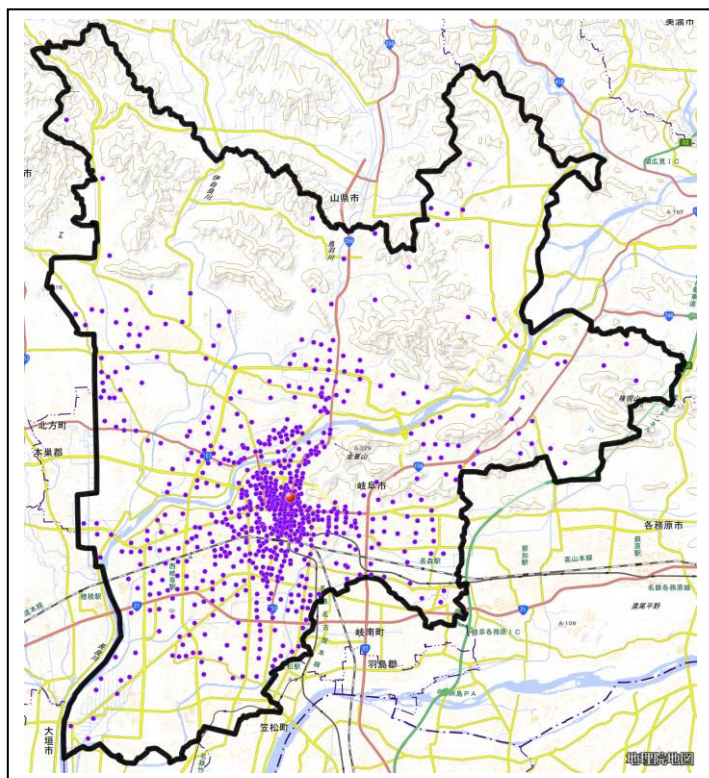
<製造業>



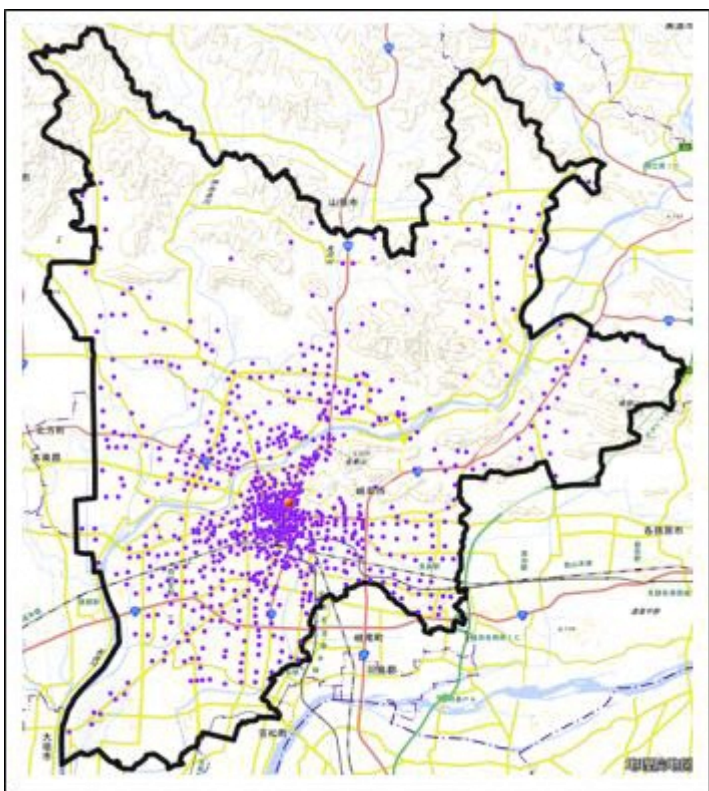
<卸売業、小売業>



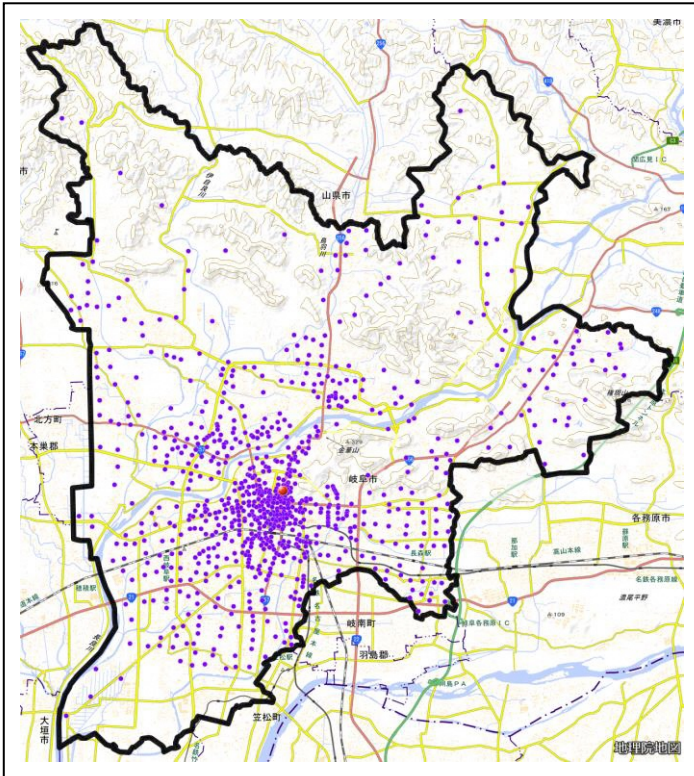
<不動産業、物品賃貸業>



<宿泊業、飲食サービス業>



<生活関連サービス業、娯楽業>



(3) これまでの取組

1) 岐阜市の取組

- ・防災計画の策定（岐阜市地域防災計画は「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成、直近では令和6年3月26日に改訂）
- ・総合防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和6年3月に実施）
- ・防災備品の備蓄

◆備蓄数量一覧（小中学校、保育所、備蓄拠点等90施設）

※令和7年1月1日時点

分類	品目	備蓄数量	規格
食料・飲料水	アルファ化米（アレルギー対応）	122,700 食	50 食/箱 50 食炊き出し ※令和 3 年度より個食に変更
	アルファ化米（おかゆ）	39,400 食	50 食/箱 ※個食 湯量を調整し、乳幼児には離乳食、高齢者には介護食として提供
	クラッカー	35,760 食	10 食/缶 6 缶/箱 ※令和 3 年度より個食に変更
	栄養機能食品	100,200 食	80 食/箱
	粉ミルク	276 缶	300 グラム/缶（内アレルギー対応 24 缶）※アレルギー対応 1 箱 12 缶
	液体ミルク	264 缶	240 ml/缶 6 缶/箱
	飲料水	86,256 ℓ	1 ℓ 12 本/箱、1.5 ℓ 8 本/箱
生活必需品・感染対策品	毛布	52,640 枚	10 枚/箱
	紙おむつ（子供用）	21,212 枚	S サイズ 86枚入り 86枚 × 50パック = 4,300枚 M サイズ 52枚入り 52枚 × 123パック = 6,396枚 L サイズ 44枚入り 44枚 × 239パック = 10,516枚
	紙おむつ（大人用）	14,460 枚	S サイズ 34枚入り 34枚 × 146パック = 4,946枚 M サイズ 30枚入り 30枚 × 164パック = 4,920枚 L サイズ 26枚入り 26枚 × 176パック = 4,576枚
	生理用品	38,980 枚	昼用 28 枚/979 パック 夜用 16 枚/723 パック
	簡易トイレ（トイレ類）		※次ページ参照 ※災害用トイレの項目含む
	トイレットペーパー	22,368 個	96 個/箱（243 箱）
	おしりふき	32,000 枚	80 枚/袋（400 袋）
	歯ブラシ	53,000 本	
	手指消毒用アルコール	568 本	1 セット（1,000 ml 8 本）
	哺乳瓶	300 本	
	サージカルマスク	157,000 枚	2500 枚/箱※端数あり

非接触式体温計	121 個	
ペーパータオル	800,000 枚	200 枚／袋、30 袋／箱
ディスポ手袋	28,500 双	50 双／箱
フェイスシールド	650 枚	
感染防止衣（雨合羽）	650 着	
感染対策災害時清掃キット	51 個	アクセルスプレー、ワイプ、水分吸収粉末剤、消臭剤、ペーパータオル、ディスポ手袋、ゴミ袋
汚物圧縮保管袋	3,380 枚	10 枚/箱（338 箱）
汚物圧縮保管袋収納BOX	284 個	
圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ	284 本	

◆災害用簡易トイレの備蓄数

品名	個数	備蓄場所
マンホールトイレ	255 基	各指定拠点避難所、もえぎの里等
固液分離型トイレ	100 基	各指定避難所（中学校）
簡易トイレ（通常タイプ）	1,940 個	各指定拠点避難所、各指定避難所等(中学校、コミセン)
簡易トイレ（肘掛付）	99 個	各指定拠点避難所、各指定避難所等(中学校、コミセン)
簡易トイレ男性小使用	123 個	各指定拠点避難所、各指定避難所等(中学校、コミセン)
要介助者用トイレ	58 個	各指定拠点避難所、福祉避難所（コミセン）
非常時オストメイト専用トイレ	3 個	防災備蓄拠点
合計	2,578 個 (基)	

◆簡易トイレ用処理袋の備蓄数

品名	個数	備蓄場所
簡易トイレ用処理袋	66,200 枚	各指定拠点避難所、各指定避難所等(中学校)

◆指定拠点避難所（各防災倉庫：小学校等 50 箇所）

品目	数量		品目	数量	
	各避難所	合計		各避難所	合計
個室テント	9 室	450 室	救急医療セット	1 セット	50 セット
屋内型避難所用テント ※	68～120 室	4,474 室	災害救助用資機材セッ ト	10 個	500 個
簡易パーティション	12 室	600 室	折畳式リヤカー	5 台	250 台
簡易ベッド	12 台	600 台	携帯式充電器※	1～4 個	100 個
ロールフィルムパーテ ーション	2 台	100 台	保存用ガソリン缶	28ℓ	1,400 ℓ
避難所用マット （ロールマット）	7 本	350 本	カセットガスボンベ	48 本	2,400 本
ブルーシート	25～35 枚	1,680 枚	弾性ストッキング※	10～50 個	1,000 個
発動発電機	3 台	150 台	特設公衆電話	3 機	150 機
投光器	5 機	250 機	災害用浄水機	1 台	50 台
コードリール	4 個	200 個	給水用容器	3 個	150 個
炊飯セット	0～1 台	39 台	給水用水そう	1 個	50 個
ハイジャッキ	0～1 個	44 個	避難所開設セット	1 セット	50 セッ ト
救助用ロープ	2 本	86 本	毛布	80～340 枚	9,690 枚

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（管内の中小企業、小規模事業者に対し、中小企業庁発行の経営サポートガイドブックを巡回時あるいは窓口にて配布）
- ・BCP策定ワークショップ等の開催

【事業者向け事業継続力強化計画 策定ワークショップ開催実績】

実施年度	実施日	受講者数
令和2年度	アーカイブ配信	-
令和3年度	12月7日 12月21日	8名
令和4年度	10月20日 11月10日	9名

令和5年度	10月27日	11名
令和6年度	10月22日	10名

- ・日本商工会議所ビジネス総合保険制度等損害保険への加入促進（東京海上日動火災保険株式会社と連携して実施）
- ・防災備品（スコップ、トランシーバー、懐中電灯、予備電池、非常食3日分等）の備蓄
- ・岐阜市との協定に基づく地域住民の避難場所としての施設等の開放（平成29年10月25日「災害時における施設開放に関する協定」締結）
- ・館内消防訓練（事務局で自衛消防隊を編成）の実施（年2回、直近では令和6年11月に実施）

Ⅱ 課題

1) 事業者の防災・減災対策について

- ・事業者BCP等の策定を支援するワークショップ等を継続して開催しており、事業者BCP等の策定に繋がっているが、依然、地区内の小規模事業者の防災・減災に対する意識は必ずしも高くはない。また、物価高騰等の経営課題への対応が優先され、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は一部にとどまっている状況である。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

2) 商工会議所の支援体制について

- ・当所支援員に他団体主催のBCPセミナー等への積極的な参加を促し、支援員の資質向上を図っているが、当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減

するための取組や事業者BCPの策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

3) 商工会議所自身の事業継続について

- ・当所では、災害等の緊急時に、事務局において自衛消防隊を組織し初動対応することとしているが、事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項等が明確になっていない。
- ・感染症発生時には、分散出勤やリモートワークにより人的リソースが減少することに伴い、職員間のコミュニケーション不足や情報共有の遅れが生じやすく、事業者のニーズに柔軟に対応するための相談対応業務の効率が低下する。

4) 市と商工会議所との連携について

- ・災害時における施設開放に関する協定を締結し、また、岐阜市事業継続力強化支援協議会を開催し情報共有等を行い、発災時の具体的な連絡体制について確認は行っているが、復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

Ⅲ 目標

近年、地震・水害等の自然災害が全国各地で数多く発生しており、当市においても様々な災害が想定される。当市と当所が連携しながら、大規模災害発生時においても、早期復旧し事業活動が継続できるよう、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図ることを目標とし、次の取組を行う。

1) 事業者の防災・減災対策について

- ・地区内小規模事業者に対して、巡回指導等により、自然災害のリスクや事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した小規模事業者が具体的な取組を進められるよう、事業者BCP策定セミナー等を通じて、事業者BCP作成にかかる支援を実施する。
- ・事業者BCPの作成は、小規模事業者にとってはハードルが高いと認識されているため、より簡素な事前対策計画である「事業継続力強化計画」の作成支援を進める。
- ・さらに、フォローアップとして、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行う。
(目標件数)

◇事業継続力強化支援 巡回指導件数	年：150 件
◇事業者BCP策定セミナーの開催	年： 1 回
◇事業者BCP作成支援事業者数	年： 20 事業者
◇事業者BCP作成事業者数	年： 8 事業者

2) 商工会議所の支援体制について

- ・引き続き、当所支援員に他団体主催のBCPセミナー等への積極的な参加を促すほか、所内の経営支援員情報交換会において、支援ノウハウ等を共有し、支援員の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。
- ・県下商工会議所の経営支援員を対象とした事業者BCP等にかかる研修会を実施することにより、経営支援員が、事業継続力強化支援を進めるにあたって必要な防災・減災対策に関する知識やノウハウ等を養成する。

3) 商工会議所自身の事業継続について

- ・当所の事業継続計画に基づき、災害等緊急時には災害対策本部を立ち上げ、人命を最優先として初動対応を行い、所内の被害が一定程度落ち着いた段階では、応急対策を行い事務局機能が継続できるよう、具体的な体制・マニュアルを整備する。
- ・また、年2回の防災訓練実施時に、事業継続計画の見直しを実施する。

- ・感染症発生時の分散勤務を実施したときに、業務効率を低下させることなく事業を継続するため、効率的な情報共有の方法や業務の優先順位を明確にする。デジタルツール（グループウェアやオンライン会議ツール）で全員がリアルタイムで業務の進捗や課題を共有、把握できる仕組みを整備する。また、定期的なオンラインミーティングを実施することで、業務の進捗や課題を共有して優先順位を確認する。

4) 市と商工会議所との連携について

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、引き続き、岐阜市事業継続力強化支援協議会等において情報共有等を行うとともに、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復旧支援、ひいては復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成29年に締結した「災害時における施設開放に関する協定書」はあるものの、防災・減災に対する取り決めは無いため、本計画にて整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(周知啓発)

- ・巡回指導時に、ハザードマップや中小企業庁の事業継続力強化計画事業者向けリーフレット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが

高いと想定される事業者から優先的に実施する。

- ・その他、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

(セミナー等の開催)

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）のワークショップを開催する。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行う。

(事業者BCPの策定支援)

- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年2月に事業継続計画を策定（令和7年1月更新）。

3) 関係団体等との連携

- ・地方創生に関する連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に普及啓発セミナーを共催する。加えて専門相談を通じてアドバイスを行うとともに、リスクマネジメントとしての損害保険の紹介等を実施する。
- ・当所が経営支援事業を実行していく中で、株式会社十六銀行・岐阜信用金庫・岐阜商工信用組合との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・セミナーやワークショップに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう指導する。
- ・岐阜市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市、連携4社）を組織し、必要に応じて進捗状況の確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等

を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

（当市における職員の安否確認）

- ・職員参集システム等により発災後 1 時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。

（当所における職員の安否確認）

- ・緊急連絡網による電話や SNS 等により発災後 1 時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。
- ・感染症について、職員の体調確認を随時行うとともに、所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岐阜市における感染症対策本部設置に基づき当所の感染症対策を行う。

（当市と当所間における連絡方法、情報共有の方法）

- ・発災後 2 時間以内を目途に、当市商工課と当所中小企業相談所との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じて F A X、メールを活用する。もし、これらの通信機能が使えない場合は、双方の建物が近距離にあることから、身の安全を確保した上で直接出向く。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市商工課長と当所専務理事（不在時の代行者：①常務理事兼事務局長、②理事兼事務局次長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（※①、②は代行順位を示す）

（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出動する。等。）

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、おおきな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、おおきな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当市と当所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

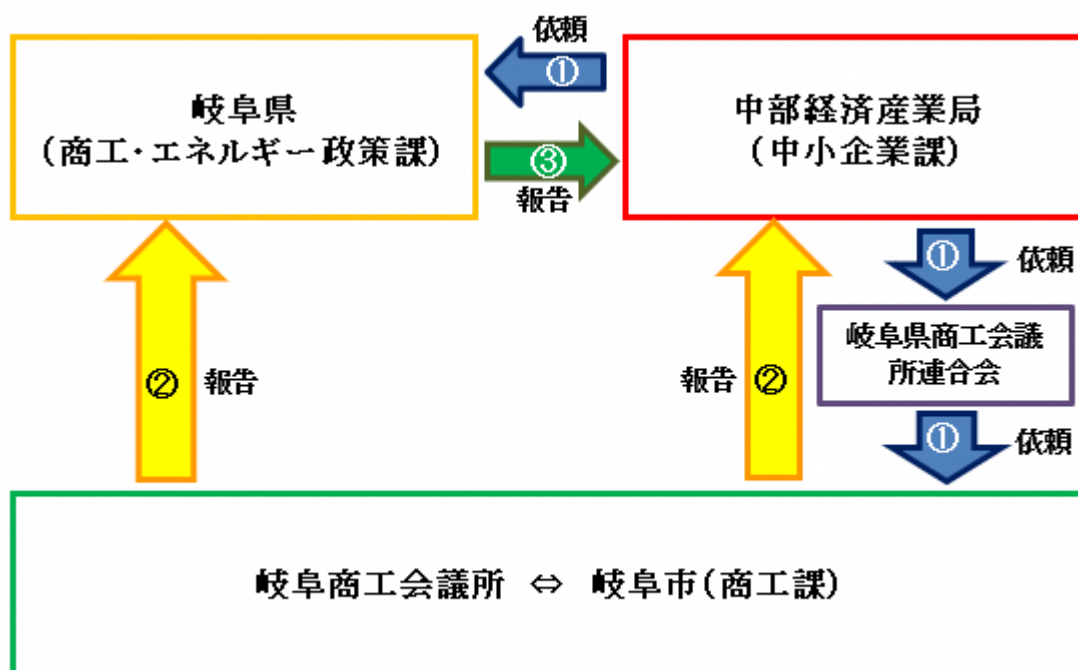
(初動対応)

- ・当所と当市は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有する。

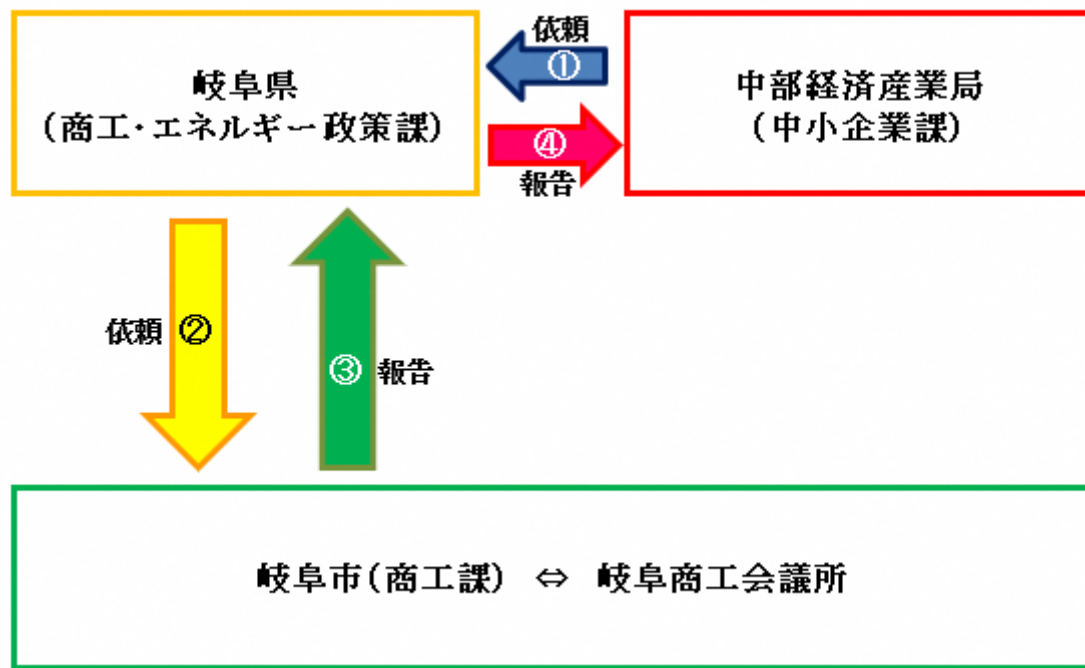
- ・当所と当市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当所または当市より中部経済産業局（中小企業課）および岐阜県（商工・エネルギー政策課）へ報告する。
（被害実態の把握）
- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後 5 日～1 週間程度を目処に、当所は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し、当市と情報共有する
- ・当市は、調査員および当所からの報告を受け、商工業関係の被害状況を掌握する。
- ・当市と当所が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当市または当所より岐阜県（商工・エネルギー政策課）へ報告する。

【被害情報の報告の流れ】

（初動対応）



（被害実態の把握）



- ・岐阜市地域防災計画（一般対策計画）による被害状況の調査責任者の項目には、次のように記載されている。

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。

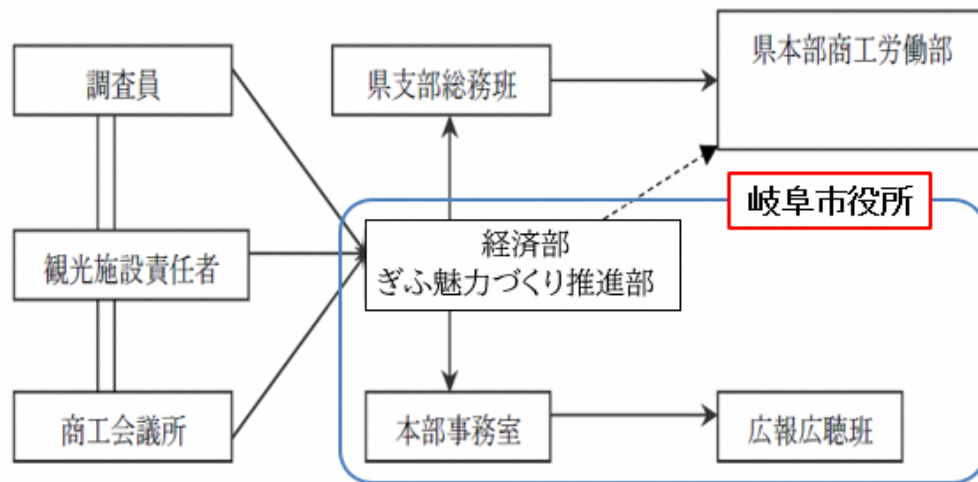
ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、（社）岐阜県測量設計業協会や（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に協力を求めるとともに、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調 査 事 項	調 査 実 施 担 当 部	協力応援機関	県報告事項等
商工業関係被害	経 済 部	商工会議所 商工会	商工業関係被害状況の調査、報告
観光施設被害	ぎふ魅力づくり推進部	〃	観光施設被害状況の調査、報告

（４）商工業及び観光施設被害状況の調査、報告

商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」（様式27号）及び「観光施設被害状況等報告書」（様式28号）に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ 調査の基準（商工業関係）

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（ ）外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。
- (カ) 被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。（例：材木、農産加工品製造品等）
- (ク) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。
- (ケ) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」（様式20号）の非住家と重複計上される。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当所は、相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当所は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・岐阜県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

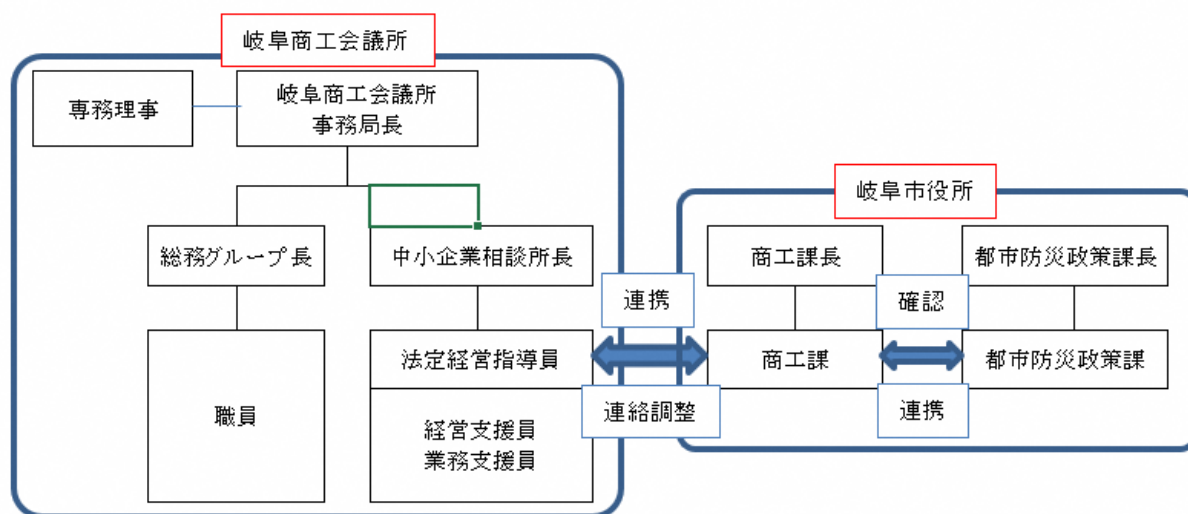
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営支援員 小島 清隆 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村 連絡先

①商工会議所

岐阜商工会議所 中小企業相談所

〒500-8727 岐阜県岐阜市神田町2-2

T E L : 058-264-2135 / F A X : 058-265-6001

E-mail : info@gcci.or.jp

②関係市町村

岐阜市役所 経済部 商工課

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40-1

T E L : 058-265-4141 (代表) / F A X : 058-265-2218

E-mail : kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
・専門家派遣費	300	300	300	300	300
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	450	450	450	450	450
・パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200
・研修、訓練実施費	300	300	300	300	300
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。					
調達方法					
岐阜県補助金、岐阜市補助金、事業収入、自己財源 等					
(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。					

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
■東京海上日動火災保険株式会社岐阜支店 支店長 西川 太郎 岐阜市金町 6-4 TEL 058-264-4170
連携して実施する事業の内容
① 管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。 ② リスクマネジメントとして日本商工会議所ビジネス総合保険等の勧奨 損害保険の加入等が事業活動に与える影響の軽減に資する。 ③ 岐阜市事業継続力強化支援協議会を組織 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する。
連携して事業を実施する者の役割
① 普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ② セミナー実施における専門家講師の紹介 (効果) より専門性の高い講師により、知識の習得のみならず、実際の計画策定にまで繋げる指導・助言が期待できる。 ③ 日本商工会議所ビジネス総合保険等の加入促進および手続き (効果) 自然災害時の運転資金の確保、早期復旧の準備等事業者のBCP対策につながる。 ④ 岐阜市事業継続力強化支援協議会への参加 (効果) 計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
■株式会社十六銀行 岐阜市神田町 8 丁目 26 番地 TEL058-265-2111	取締役会長 村瀬 幸雄
■岐阜信用金庫 岐阜市神田町 6 丁目 11 番地 TEL058-265-1151	理事長 好岡 政宏
■岐阜商工信用組合 岐阜市美江寺町 2 丁目 4 番地 3 TEL058-265-2241	代表取締役会長 森嶋 篤男
連携して実施する事業の内容	
① 管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。 ② 管内事業者の事業者 B C P の策定推進に向けた広報活動 事業者 B C P の策定により、事業活動に与える影響の軽減に資する。 ③ 岐阜市事業継続力強化支援協議会を組織 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する。	
連携して事業を実施する者の役割	
① 普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ② 管内事業者の事業者 B C P の策定推進 (効果) 事業者 B C P の策定事業者増加につながる。 ③ 岐阜市事業継続力強化支援協議会への参加 (効果) 計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。	

連携体制図等

